

令和3年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月19日（金曜日）午前10時00分～午前10時19分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	梅津政則	2番	梅津一匡
3番	石原洋三郎	4番	川又康彦
5番	萩原太郎	6番	本多勝実
7番	高橋一由	8番	池田英世
9番	片平秀雄	10番	東海林一樹
11番	高橋道也		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企業長	木幡 浩	副企業長 伊達市長代理 上下水道部長	八巻 忠昭
理事 二本松市長	三保 恵一	理事 桑折町長	高橋 宣博
理事 国見町長	引地 真	理事 川俣町長	佐藤 金正
代表監査委員	井上 安子	事務局長	佐々木 宏明
次長兼 施設管理課長 総務課 課長補佐兼 総務経理係長	田村 正 菅野 幸夫	総務課長 施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	菊田 佳典 片平 一彦

事務局出席者

総務課 契約管財係長	佐藤 広治	総務課主査	山田 吉則
---------------	-------	-------	-------

---

## 1. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
  - (2) 会期の決定
  - (3) 議案第1号ないし議案第3号の提出
  - (4) 提案理由の説明
  - (5) 一般質問
  - (6) 討論、採決
- 

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (4) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件

## 午前10時00分 開 会

**議長（梅津政則）** 定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、会議録署名議員の指名をいたします。

5番、萩原太郎議員、8番、池田英世議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月19日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**議長（梅津政則）** ご異議ございませんので、会期は2月19日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることいたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号ないし議案第3号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（木幡 浩）**議長、企業長。

**議長（梅津政則）** 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

**企業長（木幡 浩）**本日、ここに、2月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、13日深夜に発生しました福島県沖地震は、最大震度6強を観測し、構成団体を含め県内各地に甚大な被害をもたらしております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。企業団におきましては、軽微な被害がありましたが、浄水処理や送水に影響はなく、安定供給を継続しております。

間もなく、東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしています。今回の地震のように、日本各地で頻発する自然災害の経験を教訓とし、いつ何時起きるか分からない多様な災害に備え、引き続き、適切な施設の管理を行うとともに、災害発生時に即応できる体制を計画的に強化して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の対応については、生活や社会経済活動を支えるライフラインである水の供給に影響が生じないよう、職員の分散勤務や時差出勤など、感染防止対策を徹底して参りました。今後も気を緩めることなく、感染症対策を進め、水の安定供給に努めて参りたいと考えております。

さて、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、完成が困難となった継続事業の事業期間、年割額の変更及び所要経費等の補正を行うものであります。

第2条、収益的収入及び支出で、支出において、令和2年度事業費の変更に伴う消費税算定への影響により、営業外費用の消費税及び地方消費税936万9,000円を増額するものであります。

第3条、資本的収入及び支出で、事業費の変更に伴い、収入において、負担金834万1,000円を減額し、支出において、建設改良費1億1,141万6,000円を減額するものであります。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20億5,529万7,000円は、「過年度分損益勘定留保資金等」で補てんすることとしております。

第4条、継続費で、遠方監視制御設備更新事業の期間・年割額変更を行うもので、令和2年度年割額1億1,141万6,000円を減額し、新たに令和3年度に同額を増額するものであります。

次に、議案第2号、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について申し上げます。

第2条の業務の予定量は、年間総給水量を3,915万3,391立方メートル、一日平均給水量10万7,270立方メートルを予定しております。

第3条、収益的収入及び支出は、収入においては、「第1款水道用水供給事業収益」44億1,114万5,000円を、支出においては、「第1款水道用水供給事業費用」44億4,050万2,000円を計上しています。

第4条、資本的収入及び支出は、収入において、「第1款資本的収入」833万8,000円を、支出において、「第1款資本的支出」18億4,852万9,000円を計上しています。これによりまして、不足する額18億4,019万1,000円は、「過年度分損益勘定留保資金等」で補てんすることとしております。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項等、第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第8条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところであります。

次に、議案第3号、公告式条例の一部改正について申し上げます。

本年1月1日に開所しました桑折町役場の移転に伴い、掲示場の位置に変更が生じるため所要の改正を行うものであります。

以上が議案の内容ですが、詳細については、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長(佐々木宏明) 議長、事務局長。

議長(梅津政則) 事務局長。

【事務局長(佐々木宏明)登壇】

事務局長(佐々木宏明) ご説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度補正予算について、別冊の令和2年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により工期が十分に取れない工事が発生し、継続費の期間・年割額の変更及び所要経費等の補正を行うものでございます。

2 ページは、実施計画です。

収益的収入及び支出の支出について、第1款第2項の営業外費用におきまして、事業費の変更に伴い、消費税及び地方消費税を936万円9,000円に増額するものでございます。

3 ページは、資本的収入及び支出の収入について、工事負担金におきまして、事業費の変更に伴い834万1,000円を減額し、支出については、建設改良費におきまして、1億1,141万6,000円を減額するものでございます。

4 ページは、継続費に関する調書で、当該いたします遠方監視制御システム更新事業の年割額を変更するものでございます。

次に、6 ページ、7 ページは令和2年度末の財政状況を見込んだ予定貸借対照表です。年度末における資産及び負債の合計は、それぞれのページの一番下に記載の959億8,376万6,000円となるものでございます。

次に、8 ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、1番下の行をご覧ください。資金期末残高を53億1,842万6,000円と予定したところでございます。

9 ページ、10 ページは、補正額を科目ごとに説明したものでございます。

以上が、補正予算の説明でございます。

続きまして、議案第2号、令和3年度予算について、別冊の令和3年度予算説明書によりご説明申し上げます。

まず、2 ページをお開きください。予算実施計画でございます。

2 ページ、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益として、44億1,114万5,000円を予定しているところでございます。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料、第2項1目は、預金利息、2目、国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものでございます。3目、長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得いたしました固定資産の減価償却費相当分を収益化するものでございます。また、4目、雑収入は、新たな取り組みとなる看板広告事業などによる用地貸付収入などを見込んでございます。

3 ページ、支出合計は44億4,050万2,000円を予定しているところでございます。その内容は、備考欄に記載の事業を執行するために必要な科目毎の予定額となっております。

次に、4ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入は、第1款資本的収入として833万8,000円を予定しているところでございます。これは、工事負担金で設備更新工事にあたり、構成団体の資産部分を負担いただくものとなっております。

次に、支出であります、第1款資本的支出として、18億4,852万9,000円を予定しているところであり設備の更新等に係る事業費、企業債償還金等の経費でございます。

続きまして、5ページから9ページは給与費明細書であり、職員の給料・手当状況等を記載してございます。

次に、10ページは、継続費に関する調書でありまして、補正予算で説明いたしました事業の年割額を表したものです。

次に、11ページは、債務負担行為に関する調書でございます、新たに水道施設台帳デジタル化整備業務委託を令和3年度から4年度まで債務負担行為として定めてございます。

次に、12ページをお開きください。

12ページ、13ページは、令和2年度末の予定損益計算書であり、年度末に予想される企業団の一年間の経営成績を表したものでございます。13ページの下から3行目、純損失は、3億9,731万5,000円を見込み、その結果、同じページの一番下、年度末の未処理欠損金は、18億7,268万8,000円と見込んだものでございます。

次に、14ページ、15ページは、令和2年度末の予定貸借対照表で資産と負債の合計であり、それぞれの一番下に記載いたしました959億8,376万6,000円となるものでございます。

次に、16ページ、17ページは、令和3年度末の予定貸借対照表であります。令和3年度予算に基づく経営活動により、想定される財政状況を表したものでございます。

次に、18ページは、会計処理の基準及び手続を注記として開示したものでございます。

次に、19ページ、予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動・投資活動・財務活動に区分しまして、それぞれの現金の動きを作成しております。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下にお示ししましたとおり、49億272万円と見込んだものでございます。

次に、20ページをお開きください。

20ページから最後のページまでは、前年度当初予算との対比を科目別に示したものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（梅津政則）** それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

---

午前10時17分 再 開

議長（梅津政則）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則）起立多数。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第2号、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則）起立多数。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第3号、福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則）起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員